

○千葉県財務規則

新	旧
<p>(口座振替による収納)</p> <p>第四十八条 納入義務者は、口座振替の方法による納入金の納付をする場合は、出納取扱店又は<b>収納取扱店に、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(別記第三十二号様式。以下「口座振替依頼書」という。)</b>を提出し、又は<b>口座振替依頼書に記載すべき事項を電子情報処理組織(出納取扱店又は収納取扱店の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と納入義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</b>を使用する方法により提供して、当該納付の約定をしなければならない。</p> <p>2 <b>納入義務者は、前項の約定(口座振替依頼書の提出によりした約定に限る。)</b>をしたときは、<b>預金口座振替納付届・自動払込受付通知書(別記第三十二号様式。以下「口座振替納付届」という。)</b>を歳入徴収者に提出しなければならない。</p> <p>3 <b>出納取扱店又は収納取扱店は、納入義務者が第一項の約定(口座振替依頼書の提出によりした約定を除く。)</b>をしたときは、<b>口座振替納付届に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</b>を歳入徴収者に提供しなければならない。</p> <p>4 <b>歳入徴収者は、第二項の規定による口座振替納付届の提出又は前項の規定による電磁的記録の提供</b>を受けたときは、<b>納入通知書又は納入通知書により通知すべき事項を記録した電磁的記録を納入義務者が指定する出納取扱店又は収納取扱店に直接送付し、又は提供しなければならない。</b></p> <p>5 納入義務者は、前項の納付方法を取り止めようとするときは、歳入徴収者に<b>預金口座振替取消届(別記第三十三号様式)</b>を提出しなければならない。</p> <p>6 自動車保管場所証明申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料、県立学校授業料、保健医療大学授業料、県営住宅使用料、児童措置費負担金、母子福祉資金貸付金の償還金、父子福祉資金貸付金の償還金、寡婦福祉資金貸付金の償還金、保健師等修学資金貸付金の返還金、奨学資金貸付金の返還金及</p>	<p>(口座振替による収納)</p> <p>第四十八条 納入義務者は、口座振替の方法による納入金の納付をする場合は、出納取扱店又は<b>収納取扱店に預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(別記第三十二号様式)</b>を提出して、当該納付の約定をしなければならない。</p> <p>2 <b>前項の約定をした納入義務者は、預金口座振替納付届・自動払込受付通知書(別記第三十二号様式。以下「口座振替納付届」という。)</b>を歳入徴収者に提出しなければならない。</p> <p>3 歳入徴収者は、<b>前項の規定により、口座振替納付届の提出</b>を受けたときは、<b>納入通知書又は納入通知書により通知すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</b>を納入義務者が指定する出納取扱店又は収納取扱店に直接送付し、又は提供しなければならない。</p> <p>4 納入義務者は、前項の納付方法を取り止めようとするときは、歳入徴収者に<b>預金口座振替取消届(別記第三十三号様式)</b>を提出しなければならない。</p> <p>5 自動車保管場所証明申請手数料、自動車保管場所標章交付手数料、県立学校授業料、保健医療大学授業料、県営住宅使用料、児童措置費負担金、母子福祉資金貸付金の償還金、父子福祉資金貸付金の償還金、寡婦福祉資金貸付金の償還金、保健師等修学資金貸付金の返還金、奨学資金貸付金の返還金及</p>

び県税を口座振替の方法により納付する場合の事務の処理については、前各項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

(県税等の収納委託)

第五十八条の三 歳入徴収者は、県税及びこれに係る徴収金、分担金及びこれに係る延滞金、不動産売払代金及びこれに係る遅延損害金並びに過料及びこれに係る延滞金(以下この条において「県税等」という。)について、令第五十八條の二第一項の規定により、次の各号に掲げる基準に該当する私人に収納の事務を委託することができる。

- 一 県税等を取り扱うことについて、経営状況及び財務状況について安定した基礎を有する者であること。
- 二 県税等を取り扱うことについて、普通地方公共団体の公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有し、技術的な信用を有する者であること。
- 三 県税等について、帳簿(電子計算機を使用して作成するものを含む。)によつて正確に記録し、安全かつ迅速に事務処理ができる組織体制を有している者であること。

2 歳入徴収者は、前項の委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

3 第一項の規定により県税等の収納の事務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、納税通知書、納入通知書その他の県税等の納入に関する書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により県税等を収納しなければならない。

4 受託者は、現金の納入を受けたときは、領収書に県の公印に代えて受託者が備えている領収印を押印することができる。

5 受託者は、収納した現金を県税収納金払込書兼領収書(別記第四十二号様式)又は現金払込書により、収納した日から受託者ごとに知事が定める期日までに出納取扱店又は収納取扱店に払い込まなければならない。

6 受託者は、毎月の県税等について、翌月十五日までに受託県税収納金計算書(別記第四十二号様式之二)又は受託徴収(収納)金計算書を作成し、歳入徴収者に提出しなければならない。

(歳出の戻入)

第六十条 支出命令者が歳出の戻入をする場合には、第三十八条(第一項後段

び県税を口座振替の方法により納付する場合の事務の処理については、前各項の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

(県税及びこれに係る徴収金の収納委託)

第五十八条の三 歳入徴収者は、県税及びこれに係る徴収金について、令第五十八條の二第一項の規定により、次の各号に掲げる基準に該当する私人に収納の事務を委託することができる。

- 一 県税を取り扱うことについて、経営状況及び財務状況について安定した基礎を有する者であること。
- 二 県税を取り扱うことについて、普通地方公共団体の公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有し、技術的な信用を有する者であること。
- 三 県税について、帳簿(電子計算機を使用して作成するものを含む。)によつて正確に記録し、安全かつ迅速に事務処理ができる組織体制を有している者であること。

2 歳入徴収者は、前項の委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

3 第一項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、納税通知書その他の県税の納入に関する書類により県税及びこれに係る徴収金を収納しなければならない。

4 受託者は、現金の納入を受けたときは、領収書に県の公印に代えて受託者が備えている領収印を押印することができる。

5 受託者は、収納した現金を県税収納金払込書兼領収書(別記第四十二号様式)により、収納した日から受託者ごとに知事が定める期日までに出納取扱店又は収納取扱店に払い込まなければならない。

6 受託者は、毎月の県税及びこれに係る徴収金について、翌月十五日までに受託県税収納金計算書(別記第四十二号様式之二)を作成し、歳入徴収者に提出しなければならない。

(歳出の戻入)

第六十条 支出命令者が歳出の戻入をする場合には、第三十八条(第一項後段

を除く。)、第四十二条(第一項に限る。)から第四十四条まで、第四十六条(令第七十一条の二から第七十一条の六までに規定する措置を執つたときに限る。)及び第四十七条(第三号及び第四号に限る。)の規定を準用する。この場合において、次の表上欄に掲げる字句は、当該下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

歳入徴収者	支出命令者
調定伝票(別記第二十四号様式)	戻入伝票(別記第四十三号様式)又は支出負担行為減額・戻入伝票(別記第四十三号様式)
納入通知書兼領収書(別記第二十八号様式)	戻入通知書兼領収書(以下「戻入通知書」という。別記第二十八号様式)
前条第一項に規定する納入通知書兼領収書及び同条第二項に規定する放置違反金納入通知書(以下「納入通知書」という。)	戻入通知書
納入通知書の	戻入通知書の
納入通知書を	戻入通知書を
(削る。)	

2 歳出の戻入をする場合において、会計管理者は、その支払が第六十七条第三項の現金支払又は第六十八条の隔地払によつて行われ、債権者がいまだ現金を受領していないときは、出納取扱店に公金戻入請求書(別記第四十四号様式)を送付し、債権者から支払通知票又は公金送金通知書を回収しなければならぬ。この場合においては、戻入通知書の送付は要しないものとする。

様式目次

様式番号	名称	条文
略		
三十三	預金口座振替取消届	第四十八条第五項
略		
三十九	現金払込書兼領収書	第五十五条第一項、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項
略		

を除く。)、第四十二条(第一項に限る。)から第四十四条まで、第四十六条(令第七十一条の二から第七十一条の六までに規定する措置を執つたときに限る。)、第四十七条(第三号及び第四号に限る。)及び第四十八条第一項の規定を準用する。この場合において、次の表上欄に掲げる字句は、当該下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

歳入徴収者	支出命令者
調定伝票(別記第二十四号様式)	戻入伝票(別記第四十三号様式)又は支出負担行為減額・戻入伝票(別記第四十三号様式)
納入通知書兼領収書(別記第二十八号様式)	戻入通知書兼領収書(以下「戻入通知書」という。別記第二十八号様式)
前条第一項に規定する納入通知書兼領収書及び同条第二項に規定する放置違反金納入通知書(以下「納入通知書」という。)	戻入通知書
納入通知書の	戻入通知書の
納入通知書を	戻入通知書を
納入通知書その他	戻入通知書その他

2 歳出の戻入をする場合において、会計管理者は、その支払が第六十七条第三項の現金支払又は第六十八条の隔地払によつて行われ、債権者がいまだ現金を受領していないときは、出納取扱店に公金戻入請求書(別記第四十四号様式)を送付し、債権者から支払通知票又は公金送金通知書を回収しなければならぬ。この場合においては、戻入通知書の送付は要しないものとする。

様式目次

様式番号	名称	条文
略		
三十三	預金口座振替取消届	第四十八条第四項
略		
三十九	現金払込書兼領収書	第五十五条第一項
略		

四十一	受託徴収（収納）金計算書	第五十八条第三項、 第五十八条の二第八項及 び第五十八条の三第六 項
略		

別記

第三十三号様式

(~~第四十八条第五項~~)

第三十九号様式

(~~第五十五条第一項、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項~~)

(その1)

(その2)

(その3) (用紙寸法 縦18センチメートル、横10センチメートル 3枚  
複写)

第四十一号様式

(~~第五十八条第三項、第五十八条の二第八項及び第五十八条の三第六項~~)

四十一	受託徴収（収納）金計算書	第五十八条第三項
略		

別記

第三十三号様式

(~~第四十八条第四項~~)

第三十九号様式

(第五十五条第一項)

(その1)

(その2)

(その3) (用紙寸法 縦18センチメートル、横10センチメートル 3枚  
複写)

第四十一号様式

(第五十八条第三項)